

保護者や地域とともに

子どもを育てる

町田市の小中一貫教育

2008年度スタート

町田市教育委員会は、次の2事業を通して、2008年度から小中一貫教育を推進します。

①小中一貫町田っ子カリキュラム

市立小・中学校全校において、小中学校9年間で一貫したカリキュラムに取り組みます。

現在、規範教育、英語教育、キャリア教育、食育の四つの内容を検討して、「小中一貫町田っ子カリキュラム」を作成しています。

この四つは、これからの教育の代表的なキーワードであるとともに、町田市の学校教育の特色となるものです。

教科の学習については、学習指導要領に則り、小・中学校での指導内容が効果的につながるように充実・改善を進めていきます。

その教科の学習に基づく「確かな学力」に加えて、四つの内容を柱にしていくことで、社会のニーズに応える学校教育を推進し、「社会から求められる人間」を育てていくことを目指しています。

②地域型小中一貫指導推進校

同一地域内の小・中学校において共通する課題に対して、小・中学校9年間を見通して取り組む事業です。

地域の小・中学校に生活指導上の課題や学力向上の課題が共通している場合、小・中学校が連携を密にして効果的な指導を行っていく必要があります。そこで、地域型の一貫教育を推進する「小中一貫学力向上推進校」「小中一貫生

活指導推進校」事業を進めます。研究指定を希望する小・中学校がしっかりと手を結び、学力向上や生活指導改善等の課題解決にあたるための一貫した指導計画を作成し、実践していきます。

小・中学校の教員や子ども同士の交流、時間割の工夫などを通して、地域の学校ごとに創意工夫した一貫教育を進めていくこととなります。

〈地域・保護者の方々のご協力をお願いします〉

小中一貫教育を進めていくには、保護者や地域の方々のご支援やご協力が不可欠です。規範教育、英語教育、キャリア教育、食育は、どれをとっても学校だけでは効果的に進めることが難しいものです。保護者の皆様のご協力をいただき家庭で実践することや、地域の方々のボランティアの力を借りて活動を進めることなどを考えています。

今後、各学校での取組みに当たっては、趣旨をご理解いただき、ご支援、ご協力をお願いします。

小中一貫教育についての詳細情報(今年度行ったカリキュラム作成検討委員会の協議経過等)は町田市のホームページに掲載しております。ぜひご覧ください。町田市教育委員会 町田っ子カリキュラム推進課 電話 722-3111(内線3652)

町田市小中一貫教育推進事業の概要

1 小中一貫「町田っ子カリキュラム」の作成・実施～全市型一貫教育事業～

「町田っ子カリキュラム」作成・実施の目的

- 今後取り組む必要度の高い教育課題について、町田市立全小・中学校で効果的、効率的に学習できるようにする。
- 町田市としての学校教育の特色を打ち出し、市民や保護者の学校に対する関心を高める。
- 学校教育から保護者や地域への情報発信を積極的にを行い、理解と協力を得て、学校、保護者、地域の連携を一層進める。
- 四つの領域を推進力として、小・中学校の接続・発展や連携への意識を高める。

規範教育

児童・生徒に社会のルールや常識、人間関係の大切さ、善悪判断などを教えていく新しい枠組みの内容を町田市独自の教育カリキュラムとして作成する。道徳授業地区公開講座などを通して地域社会全体の課題意識を高めるよう学校教育から情報発信していく。

英語教育

小学校の英語活動と中学校の英語指導を効果的につなげるカリキュラムを作成する。国際感覚やコミュニケーション能力、文化理解などを高め深めることで、国際社会で活躍する人間を育てる。地域や保護者の教育ニーズに応え連携・協力を一層進める。

キャリア教育

職場体験、社会体験等の取組みを通して、児童・生徒に望ましい勤労観、職業観を育て、社会の一員としてたくましく生きる力を育てるためのカリキュラムを作成する。地域社会全体で子どもを育てる素地を形成し、地域とともに子どもの健全育成を推進する。

食育

地産地消、食品の安全、礼儀作法、栄養や健康などを内容とし、学校・家庭・地域の連携を進めるカリキュラムを作成する。産・学・官連携などを視野に入れた教育活動を推進するとともに、「早寝早起き朝ご飯」などについて、地域社会全体に情報発信していく。

2 小中一貫指導推進校のモデル指定～地域型一貫教育事業～

地域型小中一貫指導推進校の目的

- 学力や生活指導の課題を共通に抱えている同地域の小・中学校の状況改善を図る。
- 課題解決、格差是正を通して、義務教育公立学校の責任を果たす。
- 地域や学校の実態や実情に応じた小中一貫指導計画を作成し実践することを通して、指導の重点の共有、合同研修会や授業交換などを通じた教員の交流、時間割編成の工夫、小中合同の教育活動の推進など、実際的な小中連携策を進める。
- 同じ地域の小・中学校が「育てたい力」などを共通理解し、特色ある一貫教育を進める。

指導補助者の派遣・配置

地域の大学等と連携して指導補助者や協力を大勢派遣することを通して、より活気のある学校をつくることと、ニーズや課題に対応する学校力を高める。課題を明確にし、小中をつなぐ役割として学校サポーターを配置する。

地域・関係諸機関との連携推進

地域関係者や関係諸機関との連絡会を設置するなどして、生活指導や学習指導への地域人材の支援体制を確立する。特に、非行・問題行動への対応策として、部活動や職場体験などを中心とする個別カリキュラムの検討や教育委員会が主催する独自教育機関との連携も視野に入れて進める。

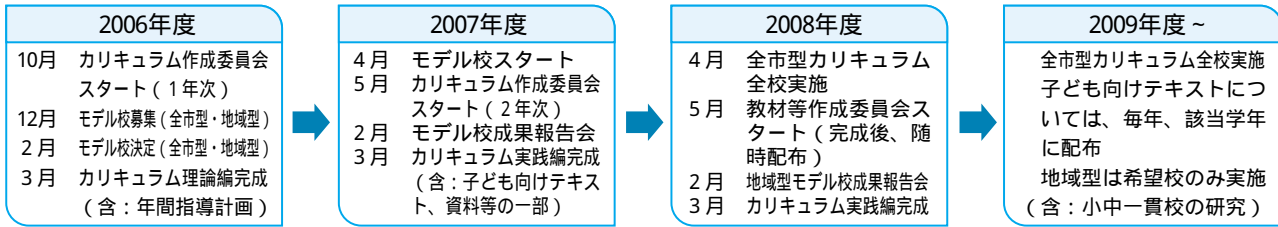
学習システムや支援体制の確立

学校LANを効果的に活用して、教材コンテンツや自習用プリントなどの活用を工夫し、児童・生徒の学習意欲を高める環境を整備する。また、地域や大学、民間企業などの協力を得た土曜日や長期休業日等の補習体制を確立する。

独自の取組みの推進

地域ごとに以下のような独自の取組みを工夫し、教育委員会と協議しながら小中一貫の具体策を進める。
・指導の重点の共有化、9年間の指導計画の作成
・小中の合同行事、合同研修会
・小中合同学校運営協議会
・一日の時程の小中共同化
・合同職員室や施設の共同利用等

実施スケジュール



教育委員会の動き

9月～2月

平成18年9月から平成19年2月までの間に定例会6回、臨時会3回が開催され、21件の議案を審議し、3件の協議、2件の請願、45件の報告を受けました。その主なものをお知らせします。

【議案】

町田市立学校設置条例の一部を改正する条例(案)について可決しました。

町田市立学校の通学区域に関する

町田市立学校の通学区域に関する

【請願】

町田市立学校の通学区域に関する

町田市立学校の通学区域に関する

町田市立学校の通学区域に関する

「入学式、卒業式などにおける国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について(通達)」撤回を求める請願

「教育委員会後援事務取扱要綱」を市民の分かりやすいものにするように求める請願

町田市障がい者青年学級に関する名簿等の個人情報流出について町田市民文学館ことばらんの開館後の利用状況について町田市通学区域検討委員会から町田市立図書館と和光大学図書館における協力貸出に関する確認書について

町田市障がい者青年学級に関する名簿等の個人情報流出について町田市民文学館ことばらんの開館後の利用状況について町田市通学区域検討委員会から町田市立図書館と和光大学図書館における協力貸出に関する確認書について

町田市障がい者青年学級に関する名簿等の個人情報流出について町田市民文学館ことばらんの開館後の利用状況について町田市通学区域検討委員会から町田市立図書館と和光大学図書館における協力貸出に関する確認書について

町田市障がい者青年学級に関する名簿等の個人情報流出について町田市民文学館ことばらんの開館後の利用状況について町田市通学区域検討委員会から町田市立図書館と和光大学図書館における協力貸出に関する確認書について

2007年度(平成19年度)

教育目標

町田市教育委員会

町田市教育委員会は、人の心を大切にすることを基本に、創造的で知性と感性にあふれた「生涯学習社会」の実現を目指します。そのために、学校教育と社会教育が協力し、子どもから大人まですべての市民が心身ともに健康であること、一人ひとりが個性を大切にすること、豊かな情操と国際感覚を身に付けること、自然環境を守り平和を愛すること、社会の一員として主体的に地域にかかわることを目指します。

町田市教育委員会の基本方針

町田市教育委員会は、「教育目標」で示したような個性豊かな生涯学習社会を目指し、以下の基本方針で教育施策を推進していきます。

基本方針1 人権尊重の徹底

日本国憲法及び教育基本法を基盤として、児童の権利に関する条約や「町田市子ども憲章」などの趣旨を生かした教育を推進します。また、学校教育と社会教育全体を通して、どんなに小さな偏見や差別でも許さない理念を浸透させていきます。

基本方針2 生涯学習の促進

市民が、いつでもどこでも自由に学習できる社会をつくるために、家庭教育、学校教育、社会教育をそれぞれの部門で充実し、相互に緊密な連絡をとり合って、生涯学習を実りあるものにしていきます。

基本方針3 健全育成の推進

信頼と尊敬が得られる社会人を育てます。そのために、一人ひとりの子どもたちが規範意識を高め、社会とのかかわりのなかで自己実現を図れるよう、学校・家庭・地域社会・関係諸機関が緊密に連携し合って「心とからだの健康づくり」を推進していきます。

基本方針4 学校教育の充実

子どもたちが、将来に希望をもち、力強く成長できるよう指導します。そのために自ら学ぶ意欲はもちろんなこと、基礎・基本の確実な定着とともに思考力、判断力、表現力などの能力の育成を重視し一人ひとりの個性を生かす教育を充実していきます。

基本方針5 社会教育の充実

市民が豊かな生活を送れるよう、学習の場や機会を提供し、指導者の充実、施設の整備など環境を整えていきます。

基本方針6 芸術・文化・スポーツ・レクリエーションの振興

市民が、それぞれの生活や年齢に応じて生きがいをもって生活できるよう芸術・文化・スポーツ・レクリエーションと触れ合い、親しめる場や機会を提供するなど支援していきます。